

まつもと し けんり 松本市子どもの権利ニュース

No.15 小学生版

発行元 こども育成課

発行月 令和4年10月

木々の葉も色づいてまいりました。みなさん毎日元気にすごしていますか？

松本市には、「子どもの権利に関する条例」という約束があります。

この条例に基づき、松本市は「子どもにやさしいまちづくり」をすすめています！

今回の権利ニュースは、「まつもと子どもの権利ウィーク」を紹介します。

「まつもと子どもの権利ウィーク」

11月14日（月）～20日（日）

子どもの健やかな育ちを支援するため、

11月中は、次の施設の入館料・観覧料が無料になります。

対象：市内に住んでいる、または市内の学校に通っている18歳までの子ども

手続き：窓口で、市内在住の方は学生証または健康保険証を、市外在住の方は学生証を見せてください。（博物館分館は博物館パスポートでもOK）

博物館分館（月曜日休館）

- ・松本民芸館 ・考古博物館
- ・旧山辺学校校舎 ・はかり資料館
- ・旧制高等学校記念館 ・歴史の里
- ・窪田空穂記念館 ・馬場家住宅
- ・時計博物館 ・山と自然博物館
- ・四賀化石館 ・旧司祭館
- ・高橋家住宅

※国宝旧開智学校校舎と本館は休館中

日本浮世絵博物館

（月曜日休館）
松本市島立2206-1

教育文化センター プラネタリウム

（土・日・祝日のみ投映）
松本市里山辺2930-1

「松本子どもの権利の日」市民フォーラム

日時：11月20日（日）午後1時～4時

場所：勤労者福祉センター 大会議室

内容：鎌田中学校吹奏楽部による演奏

参加料：無料

参加の申し込みは不要です。

直接、会場へ来てください。



まつもと子ども未来委員会による市への提言 ほか

松本市子どもの権利ニュース

No.15 中高生版

発行元 こども育成課

発行月 令和4年10月

木々の葉も色づいてまいりました。皆さん毎日元気に過ごしていますか？
松本市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、「子どもの権利に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、子どもにやさしいまちづくりに取り組んでいます！
今回の権利ニュースは、「まつもと子どもの権利ウィーク」を紹介します。
※条例：市と市民の約束

「まつもと子どもの権利ウィーク」

11月14日（月）～20日（日）

子どもの健やかな育ちを支援するため、
11月中は、次の施設の入館料・観覧料が無料になります。

対象：市内在住及び市内の学校等に通うおおむね18歳までの子ども

手続き：窓口で、市内在住の方は学生証または健康保険証を、
市外在住の方は学生証を見せてください。



松本市に住んでいなくても、無料で利用できます！

博物館分館（月曜日休館）

- ・松本民芸館 ・考古博物館
- ・旧山辺学校校舎 ・はかり資料館
- ・旧制高等学校記念館 ・歴史の里
- ・窪田空穂記念館 ・馬場家住宅
- ・時計博物館 ・山と自然博物館
- ・四賀化石館 ・旧司祭館
- ・高橋家住宅

※国宝旧開智学校校舎と本館は休館中

日本浮世絵博物館

（月曜日休館）

松本市島立2206-1

教育文化センター プラネタリウム

（土・日・祝日のみ投映）

松本市里山辺2930-1

「松本子どもの権利の日」市民フォーラム

日時：11月20日（日） 午後1時～4時

場所：勤労者福祉センター 大会議室

内容：鎌田中学校吹奏楽部による演奏

まつもと子ども未来委員会による市への提言 ほか

参加料：無料

参加の申し込みは不要です。
直接、会場へ来てください。

